

# 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務

### (2) 事業の目的

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（以下「当院」という。）は、現計画である「高知医療センター経営計画」の計画期間が令和7年度で終了するため、令和7年度において、令和8年度から令和12年度（2026年度～2030年度）を対象期間とする経営計画を新たに策定する予定である。

経営計画策定にあたり必要とされる地域医療構想、診療報酬改定等各種の医療制度（改革）と当院を取り巻く医療環境を踏まえた各種のデータ収集、外部環境分析及び当院の内部環境分析について専門的知識や実績を有する事業者に行っていただき、当院が行う経営戦略の決定、収支見通しの作成及びこれらを踏まえた経営指標の決定について助言をいただき、経営計画の策定につなげることを目的とする。

### (3) 事業内容

経営計画策定支援

地域医療構想、診療報酬改定等国や高知県の医療制度関係資料を収集のうえ、当院を取り巻く外部の医療環境についてデータ収集及び分析を行う。

また、当院の提供するデータを活用して内部環境分析を行い、当院の経営状況とその課題を明らかにする。

そのうえで、当院が取り組む経営戦略、収支見通し及び経営指標の策定作業において、これらの内容の妥当性の検討及び助言を行う。

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 2 見積限度額

6,268千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 審査委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者と次点者を選定するため、別に定める「高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

#### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

選定後には、候補者と当院は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

10日（高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）の閉庁日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当院と交渉を行うこととなります。

#### 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 令和7年3月1日現在、過去5年間に、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院のうち、一般病床数が400床以上の公的医療機関（DPC対象病院に限る。）に対する経営改善に関する支援業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 6 質疑と回答

質疑は、令和7年3月25日（火）午後3時までに質疑書（別紙様式1）により持参、郵送（簡易郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。なお、電話、口頭での問い合わせや受付期間外の質疑・照会は受け付けません。

## 7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みにあたって提出する書類を次表に示します。

### [提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	正本1部 副本9部
3	誓約書		
4	法人概要書		
5	事業実績一覧表		

### (1) 参加申込書

#### ①提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時15分までの間に限る。）、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

（FAX又は電子メール（電話により着信を確認すること）で提出期限までに送信し、後日原本で令和7年4月7日（月）までに郵送でも可）

#### ②提出期限

令和7年3月31日（月）午後5時（必着）

#### ③提出先

〒781-8555 高知県高知市池2125番地1  
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  
事務局経営企画課  
電話番号 088-837-6736

### (2) 資格要件の確認

当院で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年4月4日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（企業団の閉庁日を除く。）以内に、書面により、病院長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 病院長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（企業団の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 8 企画提案書の作成

別に定める「高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

## 9 審査

別に定める「高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。なお、参加者は、審査委員会に対するプレゼンテーションを実施してください。実施する日時、場所及び出席者等については別途通知します。

## 10 審査結果

審査結果は、令和7年4月下旬（予定）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条で準用する高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>

## 11 日程

令和7年3月11日（火）	公募開始
同年 3月25日（火） 午後3時	質疑提出期限
同年 3月31日（月）	参加申込及び資格確認書類提出期限
同年 4月14日（月）	企画提案書提出期限
同年 4月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
～4月下旬	審査結果通知（予定）
同年 5月下旬	随意契約（予定）

## 12 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（当院内及び審査委員会での使用に限る。）します。
- （3）提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条で準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書（別紙様式6）により提出してください。

開示・非開示の判断は当該非開示理由書に基づき行うものではなく、当該非開

示理由書を参考に、同条例に基づき企業団が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

### 13 問い合わせ先

〒781-8555 高知県高知市池2125番地 1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター

事務局経営企画課 隅田、野村

電話番号 088-837-6736

FAX 088-837-6766

電子メール keiei@khsc.or.jp

高知医療センターホームページ <https://www2.khsc.or.jp/>

### 14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 当院職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

### 15 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。